

議事日程 (第3号)

平成21年 3月 4日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第 1 号議案 平成20年度中間市一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第 3 第 2 号議案 平成20年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)
- 日程第 4 第 3 号議案 平成20年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 5 第 4 号議案 平成20年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 6 第 5 号議案 平成20年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 7 第 6 号議案 平成20年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 8 第 7 号議案 平成20年度中間市病院事業会計補正予算 (第2号)
(日程第2～日程第8 質疑・委員会付託)
- 日程第 9 第 8 号議案 中間市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第 9 号議案 中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
(日程第9～日程第10 質疑・討論・採決)
- 日程第11 第13号議案 福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合同規約の変更について
- 日程第12 第14号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
(日程第11～日程第12 質疑・討論・採決)
- 日程第13 第10号議案 中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第11号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第12号議案 中間市市営住宅条例の一部を改正する条例

(日程第13～日程第15 質疑・委員会付託)

日程第16 第15号議案 中間市下水道事業減債基金条例を廃止する条例

日程第17 第16号議案 中間市人権教育啓発審議会設置条例

日程第18 第17号議案 中間市男女共同参画審議会設置条例

日程第19 第18号議案 中間市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

(日程第16～日程第19 質疑・委員会付託)

日程第20 第19号議案 町の区域の変更について

(日程第20 質疑・委員会付託)

日程第21 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1番 中家多恵子君	2番 佐々木晴一君
3番 安田 明美君	4番 植本 種實君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 原田 隆博君	9番 掛田るみ子君
10番 草場 満彦君	11番 中尾 淳子君
12番 古野 嘉久君	13番 上村 武郎君
14番 井上 久雄君	15番 山本 慎悟君
16番 堀田 英雄君	17番 片岡 誠二君
18番 下川 俊秀君	19番 米満 一彦君

欠席議員 (1名)

8番 井上 太一君

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	小南 哲雄君
教育長 ……………	吉田 孝君	総務部長 ……………	柴田 芳夫君
市民部長 ……………	中野 諭君	福祉事務所長 ……	藤井 紀生君
建設産業部長 ……	野上 忠良君	教育部長 ……………	牧野 修二君
上下水道局長 ……	村田 猛君	市立病院事務長 …	行徳 幸弘君

消防長	……………	一田 健二君	総務課長	……………	白尾 啓介君
経営企画課長	………	小島 一行君	財政課長	……………	元嶋 伸二君
契約課長	……………	五十田信行君	市民課長	……………	矢野 良一君
環境保全課長	………	赤木 良一君			
人権男女共同参画課長	……………				渡辺 恭男君
こども育成課長	…	溝口 悟君	介護保険課長	………	山本 信弘君
健康増進課長	………	中尾三千雄君	土木管理課長	………	増田令次郎君
都市整備課長	………	中嶋伊佐雄君	下水道課長	……………	佐藤 満洋君
教育総務課長	………	中村信一郎君	学校教育課長	………	深見 卓矢君
市立病院課長	………	成光 嘉明君			

事務局出席職員職氏名

局長	植木 建一君	次長	小田 清人君
書記	岡 和訓君	書記	江上真由美君

— 一般質問 (平成21年第1回中間市議会定例会)

平成21年3月4日

NO. 4

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
中 家 多恵子	<p>ずさんな市有地管理の是正について</p> <p>宅地造成された市有地約320㎡(約97坪)に立派な住宅が建てられ約30年、この間、建物の持ち主が変わっても中間市は、土地の賃貸料を請求も徴収もせず、今年になって現在の持ち主に土地を売却している。</p> <p>私は、過去3人の市長にこうした許し難い、ずさんな土地管理等について具体的事実を指摘し、その是正を市議会本会議場でただし、それぞれの市長は約束しておられながらも、こうした事件が後を絶たないのほどこに原因があるのか。市有地の徹底した調査が進まないのはなぜなのか。市民の財産を守るべき松下市長の姿勢が問われる今回の事件です。市長の具体的見解を求めます。</p>	市 長
青 木 孝 子	<p>介護保険制度について</p> <p>介護保険制度は、今年4月に制度開始から10年目を迎えます。この間、保険料は3年ごとに引き上げられ、施設を利用する人の食費や居住費の自己負担も増えました。また、給付は抑制され、介護ベッドや車いすの取り上げなどが行われました。だれもが安心して必要な介護を受けられるよう、制度の改善を図るべきです。以下の点について所見を伺います。</p> <p>①今年4月からの保険料は、基金を取り崩すなどの措置をして引き下げるべきではありませんか。</p> <p>②所得の低い人には、保険料や利用料を減免し、介護を受けられない人をなくすべきではありませんか。</p> <p>③4月実施予定の新しい認定方式では、重度の寝たきり状態の人が、「移動・移乗」の調査項目で「自立・介助なし」と、利用者の実態を反映しない認定がされようとしています。利用者の状態を総合的にみて、どれだけの介護が必要かを判断し、認定すべきではありませんか。</p> <p>八幡西区、中間市、水巻町境界域の産廃中間処理施設(コンクリート破砕機施設)建設について</p> <p>コンクリート破砕機施設として開発されている水巻南・覆土造成地(寒谷)は、中間市の東側に隣接し、住宅造成予定地や北小学校、北中学校などもあり、騒音や粉塵などの環境被害が懸念されます。また、コンクリート破砕機の能力は、日量1600トンのコンクリート廃材を破砕処理するもので、その破砕機が稼動し始めると、ダンプカーによる搬入・搬出に伴い、粉塵被害や地盤の緩みによる住宅被害も発生します。この産廃中間処理施設の建設を中止させ、周辺住民の生活環境を守るべきではありませんか。</p> <p>市長の所見を伺います。</p>	市 長

一 般 質 問 (平成21年第1回中間市議会定例会)

平成21年3月4日

NO. 5

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
宮 下 寛	<p>入札制度の改善について</p> <p>これまでにも入札制度の改善については、国・県の指導もあり具体的にその方向性が出ていると思われるが、どのように進めていこうとするのか伺いたい。</p>	市 長
	<p>新型ウイルス対策について</p> <p>毒性の強いH5N1型の鳥インフルエンザウイルスが猛威を振るい、わが国においても養鶏場を中心に何千何万という、おびただしい数の鶏が焼却処分されたことは記憶に新しい。鳥インフルエンザウイルスの感染が、広域化・長期化しているため豚や人の体内で突然変異を起こす危険性があることを多くのウイルス学者は指摘している。</p> <p>東南アジアにおいては、毎年のようにこのウイルスに感染し、死亡する例が報道されている。世界保健機構（WHO）も鳥インフルエンザの監視体制を強化しているといわれており、いつ突然変異で新型人インフルエンザになって世界的な大流行、いわゆるパンデミックを起こしてもおかしくないと警告している。このことは、最近のテレビにおいて日本の学者も、そうした事態になれば、この日本で数十万から百数十万の死亡者がでると述べている。もし、仮にそうした事態が発生した場合、市は、どのような対策を講じようとしているのか伺いたい。</p>	市 長 病院事務長
	<p>学校給食の民営化について</p> <p>「調理および洗浄のみの委託なので安全上心配はない。また、委託業者の従業員に責任者を配置し、その責任者に指示を与え業務にあたらせるので法的にも問題はない」ということであるが、栄養士である職員が、その責任者に具体的にどのような指示を与えることを想定しているのか伺いたい。</p>	教育長

議案の委員会付託表

平成21年 3月 4日

第1回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第1号議案	平成20年度中間市一般会計補正予算(第4号)	別表1
第2号議案	平成20年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)	保健福祉
第3号議案	平成20年度中間市地域下水道事業特別会計補正予算(第2号)	建設上下水道
第4号議案	平成20年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	建設上下水道
第5号議案	平成20年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	保健福祉
第6号議案	平成20年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	保健福祉
第7号議案	平成20年度中間市病院事業会計補正予算(第2号)	保健福祉
第20号議案	平成21年度中間市一般会計予算	別表3
第21号議案	平成21年度中間市特別会計国民健康保険事業予算	保健福祉
第22号議案	平成21年度中間市住宅新築資金等特別会計予算	市民文教
第23号議案	平成21年度中間市地域下水道事業特別会計予算	建設上下水道
第24号議案	平成21年度中間市公共下水道事業特別会計予算	
第25号議案	平成21年度中間市老人保健特別会計予算	保健福祉
第26号議案	平成21年度中間市公共用地先行取得特別会計予算	総務
第27号議案	平成21年度中間市介護保険事業特別会計予算	保健福祉
第28号議案	平成21年度中間市後期高齢者医療特別会計予算	保健福祉
第29号議案	平成21年度中間市水道事業会計予算	建設上下水道
第30号議案	平成21年度中間市病院事業会計予算	保健福祉
第10号議案	中間市児童遊園設置条例の一部を改正する条例	保健福祉
第11号議案	中間市介護保険条例の一部を改正する条例	保健福祉
第12号議案	中間市市営住宅条例の一部を改正する条例	建設上下水道
第15号議案	中間市下水道事業減債基金条例を廃止する条例	建設上下水道
第16号議案	中間市人権教育啓発審議会設置条例	市民文教
第17号議案	中間市男女共同参画審議会設置条例	市民文教
第18号議案	中間市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例	保健福祉
第19号議案	町の区域の変更について	市民文教

別表 1

平成20年度中間市一般会計補正予算（第1号）

条	付 託 事 項	付託委員会
第 1 条	第 1 表 歳入歳出予算補正	別表 2
第 2 条	第 2 表 繰越明許費	総務
		保健福祉
		建設上下水道
		市民文教
第 3 条	第 3 表 地方債補正	総務

別表 2

歳 入

款 別	款 別	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

款 別	款 名	項 別	付託委員会
1	議会費	全 項	総務
2	総務費	全 項（他の所管に係る分を除く）	
		1項5目の一部	
		1項10目	
		3項1目	
3	民生費	全 項（他の所管に係る分を除く）	保健福祉
		1項1・14目、4目の一部、3項1目	総務
		1項6・13目	市民文教
4	衛生費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民文教
		1項1目	総務
		1項2目	保健福祉
		1項3目	建設上下水道
5	労働費	全 項（他の所管に係る分を除く）	建設上下水道
		1項1・2目の一部	市民文教
		1項1目の一部	保健福祉
6	農林水産業費	全 項	建設上下水道
7	商工費	全 項	建設上下水道
8	土木費	全 項（他の所管に係る分を除く）	建設上下水道
		1項1目の一部、4項1目の一部	総務
9	消防費	全 項	総務
10	教育費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民文教
		1項2・3目の一部、2項3目、4項5目	総務
12	公債費	全 項	総務

別表 3

平成21年度中間市一般会計予算

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算	別表4
第2条	第2表 債務負担行為	建設上下水道
		市民文教
		保健福祉
		総務
第3条	第3表 地方債	総務
第4条	一時借入金	
第5条	歳出予算の流用	

別表 4

歳入

款別	款別	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

款別	款 名	項 別	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総 務
2	総 務 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	
		1項5目の一部、1項8目の一部、1項10目の一部	建設上下水道
		1項10目の一部、2項1目の一部・2目、3項1目の一部・2目	市民文教
		1項7目、1項8目の一部、1項10目の一部、	保健福祉
3	民 生 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	保健福祉
		1項1・4目の一部、1項14目、2項1・3・4目の一部、3項1目の一部	総 務
		1項5・6・13目	市民文教
4	衛 生 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民文教
		1項1目の一部	総 務
		1項1目の一部、1項2目	保健福祉
		1項3目の一部	建設上下水道
5	労 動 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	建設上下水道
		1項1目の一部	保健福祉
		1項1目の一部	市民文教
6	農林水産業費	全 項（1項2・4目の一部は総務）	建設上下水道
7	商 工 費	全 項（1項1・3目の一部は総務）	建設上下水道
8	土 木 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	建設上下水道
		1項1目の一部、4項1・3目の一部、5項1目の一部	総 務
9	消 防 費	全 項	総 務
10	教 育 費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民文教
		1項2・3・4目の一部、2項3目の一部、4項1目の一部、5目	総 務
11	災 害 復 旧 費	全 項	総 務
12	公 債 費	全 項	
13	予 備 費	全 項	

午前10時00分開議

○副議長（上村 武郎君）

おはようございます。

ただいままでの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○副議長（上村 武郎君）

これより日程第1、一般質問に入ります。あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

ほほえみ会派の中家多恵子でございます。質問通告に基づいて、中間市の市有地のずさんな管理是正について質問をいたします。

ここに私が、2月に取り寄せた登記簿謄本があります。土地の面積は318.67平米、約97坪です。中間市が宅地造成したといわれるこの市有地に、昭和53年、1978年11月8日に、木造瓦ぶき2階建てで、床面積1階部分と2階部分合わせて153.65平米、約47坪の立派な日本家屋が建築され、今日まで約30年に至っております。その後、家屋の所有権移転が平成元年3月24日、競売により現在の持ち主が変わっています。現在の所有者になって20年、私の調査したところによりますと、これまで一度も土地の賃貸契約もせず、賃貸料も請求せず、今日まで放置されてきて、最近売却されているとこのことを耳にいたしまして、この事実関係のすべてを明らかにしていただくことを、まずたずめます。

さて、私は今日まで約30年、市議会議員として仕事をさせていただいております。この間、市民の財産を守る立場で、この席から市有地の管理の問題等については、木曾市長時代から繰り返し繰り返し、今日まで取り上げてまいりました。例えば、旧寿町、今日の岩瀬西町1丁目付近の地域開発に伴う市道21号線の建設問題に代表されるように、中間市の財産管理が極めてずさんなことを、事実に基づいて幾度も指摘してまいりました。また、市有地を無断使用されながらも、私に指摘されると別の市有地を代替地として提供するなど、常識的には考えられないことがまかり通っていました。

当時、私の質問に対して木曾市長の答弁は、市内各所に市有地が数多くありますが、それらの土地に無断使用がされないよう、今後行政として適切な指導管理を行うよう努めてまいりたいと考えておりますと、事あるごとにこのような趣旨で何度も答弁をされてお

ます。私は、当時の木曾市長に対して、平成元年12月議会、今から20年前ですが、市有財産について厳格な管理を要求してまいりましたが、これは単に、市有財産管理のみの問題にとどまらず、木曾市政全般にわたる問題に、こうしたずさんさ、市民不在、市民無視の姿勢がうかがわれるだけに、厳しく指摘せざるを得ないと、平成元年12月議会で正しているところでございます。こうした流れの中で、さらに私が平成14年12月議会であつた事件は、17年以上も建築業者に市の土地を無断占拠され、事務所が建てられていました。大島市長は当時次のように答弁をされておられます。「なお、今後、このような指摘を受けることのないように、定期的な現況調査を行うなど、適正な市有地の管理、運営に努めてまいりたいと思っております」と答えられています。その当時、松下市長は助役で、小南副市長は水道局長で、この席上におられました。本日ほかには4名の方がいらっしゃるんでないかと思ひます。定期的な現況調査が具体的な指示のもとにやられておれば、市民の財産が喪失されることなどはあり得ません。中間市の市有財産が極めてずさんな状態であることが、またしても露呈しました。

こうした事件が後を絶たないのはどこに原因がおありか、市有地の徹底した調査はどこまで進んでおられるのか、市有財産について厳格な管理を松下市長に要求するのは、歴代の市長に私がただしてまいりましたように、単に市有財産のみの管理ではございません。松下市長の姿勢が問われる今回の事件でもあります。市長の具体的な見解を求め1回目の質問を終わります。

○副議長（上村 武郎君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

市有地管理についてお答えを申し上げます。

平成20年3月末現在、中間市が所有する土地は、道路を含む行政財産にあつては、筆数にして7,704筆でございます。それと、面積では277万7,348平方メートル、普通財産にありましては643筆でございます。面積15万3,769平方メートル、市立病院及び水道局の企業会計財産にあつては89筆、面積7万8,987平方メートル、合計8,436筆、301万——約301万平方メートルでございます。

議員ご指摘のとおり、過去3回ほど市有地管理について一般質問されておられますが、現在この市有地合計8,436筆の見直しを行っているところでございます。

このうち、土木管理課が所管しております普通財産につきましては、土地の利用状況が1件1件異なるため、それぞれ最も有効に活用できることは何なのか、具体的な利用方法は何なのかなど、行政効果を勘案しながら、これを大きく七つに分類して、平成19年度から全643筆の現況調査を行っているところでございます。

具体的に中間市が保有する普通財産管理上の分類といたしまして、その割合を申し上げますと、地区公民館やがけ地やのり面などの、市が永久的に保有する土地、これが27%。

隣接地等に随意契約で売却を予定している土地、これが20%。個人住宅用地などに貸し付けをいたしております土地、これが19%。最も有効な土地利用は何なのか検討を要する土地17%。土地の境界が不明などで調査中の土地が10%。一般競争入札で売却を予定している土地4%。行政財産に所管換えを予定している土地が3%、以上の七つに分類をいたしております。

こうした状況の中で、市といたしましては、1件ごとに利害関係者と協議を重ね、適正な土地の管理を目指しているわけですが、相手方の経済状況や家族の生活環境、また、過去からの経緯等を踏まえて解決に至るまでには、数々の問題点があるのも事実でございます。

このように、個人の財産に関する協議につきましては、時間が経つほど複雑になる要素があります。非常にデリケートな話でもありますことから、中間市といたしましても真摯にこの問題に取り組み、また、お互いに解決する努力を惜しまないよう、相手方に対してご協力もお願いしているところでございます。

今後も、このような案件につきましては、それぞれのいろいろな問題を抱えていると推測されますが、時間と労力を惜しまず、すべての問題の解決に向けて鋭意努力を続ける次第でございます。

このたび議員がご指摘されました案件につきましても、市有地を調査をしている中で発見したものであります。分類上は、隣接地等に随意契約で売却を予定する土地に含まれているところであります。

個別の内容につきましては、個人情報保護の問題もございまして公表は控えさせていただきますが、この件につきましては、交渉を重ねてまいりました結果、相手方のご理解とご協力があつて、売買契約の締結に至ったわけでございます。このように、財産管理につきましては、問題解決までには時間も要することではございますが、市民の皆様のご理解を得ながら、引き続き普通財産の適正な管理を行ってまいり所存でございます。

先ほども申しましたように、これは私の代になりまして、先ほど申しましたように600数十筆の土地、これは普通財産でございます。これを、まず最初に、徹底して調査をやれと、わからないところは現地まで出向きまして調査をした結果、こういうちょっと不適切な土地を発見し、それに対しまして処理を行ったという流れでございます。ご理解いただきたいとそのように思っております。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

市長が、今日調査をしておるといふ答弁でございましたけれども、まあこの調査がいつ終わるかも、まだわかってないような感じでございますよ。時間を切って、いつまでとか。

○副議長（上村 武郎君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

普通財産の600数十筆につきましては、大体調査を終わっております。あと、先ほど申しましたように、市有地といたしまして水路用地、もう使われなくなった水路用地と、また里道等々がございますので、これも随時やっていきたいなど、そんなふうには思っております。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

今の市長になって、そういう調査を始められたっていう答弁を、今いただいたわけですが、私は平成元年の12月議会のときに「もうすでにこういうところが、もう何カ所もあちこちにあったから議会で取り上げて、そのときに私はこのようなずさんな財産管理はここだけにとどまらないことも先般取り上げたとおりでございますが、市内には同じような問題を抱えられているところが、登記簿上含めて何カ所ぐらい存在しているのか、この際明らかになっていただきたいと思いますが、的確な数字でご答弁をお願いします。最後に私は、こうして今、市有財産について厳格な管理を要求してまいりましたが、これは単に市有財産管理のみの問題にとどまらず、木曾市政全般にわたる問題に、こうしたずさんさ、市民不在、市民無視の姿勢を問われるだけに、厳しく指摘せざるを得ないわけです。改めて市長の各項目について責任あるご答弁を再度お願いして、私の1回目の質問を終わります」というのが、私の平成元年の12月の質問でございますよね。それから数十年たって、ようやく取り組んだっていうようなご答弁なわけでございますが、これはプロジェクトを組まないと一気に解決しないと思いますし、今回の問題についても、取得執行が目前に迫っているということです。そういうことは、そういうことですよ。そういうことは、ほかにもあると、残念ながらあると考えられるわけなんですよ。

そこで、先ほど個人情報保護っていうことでお答えいただけませんでしたけれども、私が登記簿謄本を取ってまいってるわけですから、この場所もはっきりわかっています。私の住んでいる中鶴1丁目の団地の隣の団地、住宅街です、立派な住宅街なんですよ。そこの中の市有地ですよ、97坪は。前後、前、すべてきちっと整備されて立派な住宅がそれぞれ建ち並んでるところですが。

そこで、そういうことですから、個人情報ということでおっしゃられても、私の質問にお答えいただきたいと思います。中間市が造成した土地を提供したのですか、その方に、持ち主に、もとのですね。どなたの持ち主で最初建てられたのか。市有地は、土地は市有地ですから、無断では建てられません。賃貸契約等の記録、そういうものはどうなっているのか、今回調査されたと思いますが、ここで教えていただきたいと思います。

○副議長（上村 武郎君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

お答えいたします。

法務局の登記簿を調査いたしましたところ、この市有地上にですね、昭和53年に建物が新築されております。このことにつきましては、昭和52年に中間市が施工しました市道御館鳴王寺線の拡幅工事によりまして、その道路築造に支障になる物件の用地買収により、その所有者が移転先として新たに住居を新築したものと推測されます。議員がご指摘されました、当時なぜこの土地に関する契約等がなされてなかったということでございますが、今となってはちょっと時間も経過しておりますので、ちょっとはかり知れないところでございます。今まさに、普通財産の適切な管理を進めているところでございまして、このたびの案件も643筆中すべて調査したところによって判明したものでございます。今後解決に至って努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

その、最初の、その立ち退かれた方っていうのはどなたなんですか、調査してお名前もわかっているわけですね。

○副議長（上村 武郎君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

先ほど申しましたように、市道の拡幅工事で移転された方で、お名前についてはちょっと控えさせていただきたいと思っております。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

控えさせていただきたいっていうことは、名前をご存じっていうことですね、当局については、名前が全然知らないっていうことじゃないわけですね。

○副議長（上村 武郎君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

そういうことでございます。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

今回の件についてですね、この方にお会いして当時の事情等を聞きとられた、そういうことはやられたんですか。

○副議長（上村 武郎君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

いたしておりません。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

お会いしてなくて、そして、この土地が見つかったから、今日の持ち主と売買契約をするといっても、もとの出発からきちっと正すべきではないでしょうか、市長。お会いしないで、このことを解決していくっていうのはおかしいじゃないですか。

○副議長（上村 武郎君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

一応ですね、私のほうに報告が上がりました段階で、まあ、どう言ったらいいんですかね、いろいろな精査やりました。やった中で、要するに、時効が今年の3月ですね、3月でもうその時効が、時効取得が出されるような状況でありましたので、今の現在の家屋の所有者ですね、所有者の方と私のほうで一定の条件を付した中で交渉を、協議をさせていただいたところでございます。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

幾つもただしいことがあります、時間もありますのであれですが、時効のことがあるからといって取り急いでですね、現在の持ち主と交渉するっていうことはいかがかと思うわけですよ。第一、立ち退いたといっても、この市有地についてですね、賃貸契約も何にも結ばないで、そして、私のこの登記簿謄本にあるように平成元年3月24日競売によって売却してるわけですよ。競売するっていうことは、裁判所のほうできちっとした調査が入ってると思うんですよ。そういうことについてまでも、お調べになったり、そういうこともなさってないで売却を急がれたんですか。

○副議長（上村 武郎君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

特に売却を急いだわけではございません。それで、一番、第一次的に考えられることは、まず最初に時効の中断ですね、時効取得ができないように中断する法的手続きを、まず第

一次的に取るということを示唆をいたしました。それにあわせました中で、要するに、今普通財産ですね、売却ですね、それについて促進を今しておりますので、その一方でその条件をもとに、相手側との交渉をして、まあ紆余曲折あって、今回の売買契約に至るまでにかかなりの時間を要しましたけど、11月から現在までやって、2月の段階で一応ある程度合意が得られたということですね。それで、初めから売買することしないで、最初には、一時的には、時効の中断ですね、これを法的手続きを取るということを第一の条件として考えて、指示はしております。

以上です。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

時効の停止の手続きをするっていうのは、まあ当然なことで、それはやられたと。そして、現在の方と、この間20年あるわけですよ。そのことについての、まず、時効停止し売却するのはその後にしてもですよ、賃貸契約等について、そういうことの事情はお聞きにもならなかったんですか。賃貸契約もされないで、今回売却に至ったんですか。賃貸契約は。

○副議長（上村 武郎君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

一番最初ですね、昭和の53年ですか、53年に逆戻りまして、内部では調査を、内部調査をやっております、当然ですね。そういう結果、当時土地の賃貸借契約、これがなされてなかったということですね。それで、まあ要するに、当初から言うたら今現在までの30年経過しておるわけですね。そういう中で、先ほど申し上げましたような時効の中断の手続きを合わせまして、今現在の所有者の方と売買について契約ができるような話を、一方ではやっております。その前段として、まず賃貸借契約ですね、これを新たにやり直してくださいということも、いろんな要件の中では、そういう条件は、一応私どもから提示をさせていただいております。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

そして、提示はしたけれども、賃貸契約はしない、現在してないわけですよ、賃貸契約を、一時的にもしていないまま売却に至ったっていうことですか。どうですか。

○副議長（上村 武郎君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

はい。結果的にそういうことで、一応協議が整いましたので、そういうことで、今売買契約については終わっております。ただ、まあ、今現在ですね、金銭のまだ振り込みですね、それから登記の名義変更、所有者の移転等、これについてはまだ現在はやっておりません。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

競売、競売をされたときですね、債権者がいたわけで、債権者とは直接は、もとの債権者とはお会いしてないってことですけれども、今日お買い求めになられた、お買い求めってそんな言葉をつかうべきではないので、撤回しますが、今日の所有者は競売に当たっては、市有財産であったということをご存じではなかったですか。（「声出せ、声、返事」と呼ぶ声あり）

○副議長（上村 武郎君）

増田土木管理課長。

○土木管理課長（増田令次郎君）

はい。それは、ご存じだったと思います。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

はい。わかった上でやられて、市は立ち退いてもらったということで何の契約もしないですよ、もとの家を建てられた方、その方に対してもお会いもしてないということでしたよね。それはあつてはならないことではないですか。その方が現在どこに住んでいるんですか。それも、会わないなら会わないで、その方は現在どこに住んでおられるか教えてください。もとの。

○副議長（上村 武郎君）

増田土木管理課長。

○土木管理課長（増田令次郎君）

それは、市内ということでありますけど、はい。まあ、個人保護の関係上、控えさせていただきます。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

今、市内に住んでおられるということをご答弁されましたよね。私も、今回の事件について、図書館に至るまでのゼンリンの地図からざあっと調べてきて、そしてその最初建築された方ですね、建築された方、ああこういう方はどこにお住まいの方だろうかとか、住

宅の近所の方等にお聞きしましたら、もと市役所にお勤めになっていたという方ではないですか。その町内のご近辺で尋ねてみました、私は。「こういう方がこの家をもとお住まいだったのでしょうか」って言ったら、「ああ、いましたよ。役所にお勤めしてましたよ」っていうことなんですよね。こうした、その、役所に勤めていた方が、今回限りだけでなく、過去にもそういうことをやられてる、そのことを私は議会で正したこともありますよね。どうして、もとの所有者にまで、市内に住んでるっていうことがわかっておられたら、訪ねて行く、役所に呼びつける、そして、その当時の事情聴取をする、そういうことがなぜできないのか。そして、また、立ち退いたっていうことであれば、立派なお家を建ててらっしゃるわけです。中間市の場合は、住宅新築資金、同和施策の中で、住宅新築資金制度もあるわけですよ。その方が、住宅新築資金を借りているかもわからないわけですよ。調査すれば役所はわかるわけです。だから、それを、同対室と調べて、同対室失礼しました、人権、あのあれでですね、男女共同参画の、そちらの問題として照らし合わせていくとか、そういうこともできるわけではないですか。そういうようなことも全くなさらないで、現在の持ち主とだけの交渉でやるならば、中間市のこうした問題ってというのは、いつまでたっても、根本から改めない限り解決しないんじゃないですか。いかがでしょうか。

○副議長（上村 武郎君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まあ、30年前の案件でございます。今、お話伺いまして、その当時のずさんさというのは十分理解できたわけでございますけどもが、当初のはしりがそういうふうな不適切な処理でそのままきたということだと思います。

まあ、今回幸いにも、時効前に何とかその辺りは見つけ出してその対応、まあ事務処理的にはですね、対応させていただいたわけでございますけどもが、そういうふうな、あってはならないこと、あっておりますので、またそういうことのないように、また十分気をつけながらやっていきたいなあと、そんなふうに痛感しているところでございます。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

中間市では、あってはならないことがあった、行政としてしてはならないことをした。私は今回の質問にあたって、自分の数十年前の議会質問を見て、そのときの、当時の責任者の答弁がいかにかいげんか、これがトップたる、そしてまた、担当課答弁された方の答弁だろうかと、繰り返し読み返す中で、こうしたものを、そういう残像を残しているならば、どんなことがあっても断ち切るぞというそういう姿勢でいっていただかなければならない。それを今回の事件でも痛切に感じたわけなんですよね。

今回の事件も平成14年に取り上げたこと、その14年前の前の十四、五年前に取り上げたことが、14年に私の調査によって解決してなかったことがわかった。

ですから、今回、中間市内に住んでいらっしゃる、そして私がですよ、素人の私がゼンリンの地図を繰りながら、現在の所有者、そして過去の所有者、そしてその方のお名前が地図には載っておるわけですから、そのご近所の方たちにお尋ねしたら「ここに何年ぐらいいらっしゃったですよ。市役所にお勤めしてたですよ」と、そういうことまで私でわかるわけですよ。だから、市がそういう人、とりわけ役所にも勤めてた公務員だったんですよ、一時的には。その方にお会いして、そのときの事情を聞く、なぜこうしたかと、そういうことをなぜだせないんですか。全力を挙げてただす、そこがこれからこういうことをやらない、過去こういうことをやってたことを見つけたときに解決する、過去のことから言って、過去そういうことですね、そして、その建てられたお家もどういう形で建てられたかわかりません。しかし、そういう形での立ち退きであるならば、住宅新築資金等を借りてるかと思えますよ、仮定ですよ。そういうことにまで頭を張りめぐらして、住宅新築資金が6億何千万円の焦げつきになってる、その方は完納してるのか、きちっと納めていってるのか、そういうことも連携を持って調査しなければならないんじゃないですか。

そして、そのときの競売したお金、そういうものはだれの手に入ってしまったのかですね。競売状態とかそういうものもきちっと、過去は過去だっというんじゃなくて、過去を洗い流し、洗い正していく中で、現在どうあらんといけんかそういうものがはっきりしてくるんじゃないかと思うわけですよ。そういうことを、今一度そのもとの持ち主に戻って調査し、いろんな点からきちっと整理していただきたいと思いますがいかがですか。

○副議長（上村 武郎君）

増田土木管理課長。

○土木管理課長（増田令次郎君）

議員おっしゃられるのはわかりますけどですね、まあ、今、過去の物件、競売にかかった物件につきまして、それを過去の人にさかのぼって調べても、はかり知れないものがあると思えますけど、いずれにせよ、現在の買われた方、競売で取られた方としか話の持っていきようがないと思えますので、今回こういう形で処理させていただいたものでございます。

以上です。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

この、今回買われるっていう方との話は煮詰まっていってるかと思いますが、売却価格っていうのは、土地の、幾らぐらいになるんですか。

○副議長（上村 武郎君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

売買価格のベースになるやつは、あくまでも固定資産税の評価額ですね、これを基準といたしまして、借地権割合ですね、これを適用しまして、今、今回の売買価格ですね、これの算定はやっております。

以上です。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

この地域の、まず、中間市ですね、市有地の土地の売買契約についての基本理念を、どなたかお答えしていただきたいと思います。

○副議長（上村 武郎君）

野上建設産業部長。

○建設産業部長（野上 忠良君）

中間市が策定しております財政健全化計画や、毎年度の予算執行計画におきまして、歳入につきましては自主財源を確保する方針が打ち出され、特に普通財産を積極的に売却することや資産の有効活用を図ることに重点が置かれております。このことから、中間市が個人の住宅用地として長期貸し付けしている貸付財産の賃借人に対しまして、土地売買に関する協議を積極的に行い、その売買価格の算定については、財務規則に規定しております賃貸借契約における貸付財産の賃借料の算出根拠でございます「固定資産税評価額」を売買価格のベースとして採用し、かつ、賃借権割当については5対5に設定することによりまして、土地取引を積極的に進めている現状でございます。

以上でございます。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

わかったような、わからないあれですけども、ここ、現在の97坪の土地の、町内の路線価は幾らですかね。

○副議長（上村 武郎君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

今申し上げました固定資産の評価額ですね、これでお答えしてよろしいでしょうか。一応、今回算出したのは坪単価8万9,900円ということでやっております。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

そうですね。大体その町内っていうのはそれくらいから10万、12万とかも言われておりますが、そしたら坪単価8万9,000何ぼ、路線価2万7,200円ですよ。その坪単価に基づいて売却するわけですよ。いかがですか。

○副議長（上村 武郎君）

小南副市長。

○副市長（小南 哲雄君）

一応、今予定しておりますのは、そういうことですね。8万9,900円が固定資産税の評価額のベースになっておりますので、それをもとに算出をさせていただいております。

○副議長（上村 武郎君）

中家多恵子さん。

○議員（1番 中家多恵子君）

私が聞くところによりますと、これはあくまでもうわきでございますから、世間の、実に400万円を割ってると、そういうことも聞いておるわけですから危惧するわけです。ですから、路線価を基準に昨年ですか、そのご近所を買った方のお値段も8万円を超してるわけなんですよ。8万。そういうことですから、今回の方はわかっておりながら20年間じっと黙っておった、私は悪質だと思うわけですよ。この3月が来れば時効になると、それを待ってたと思うわけですよ。そういうことに対して、揺さぶられることもなく、きちっとした価格で交渉する、そしてそのことについても市はちゃんと正すべきですよ。そうしたことを、そして今回きちっとした価格で売らない限り、そのことが町中に流れていけば、中間市の信頼っていうのは失墜していくわけなんですよ。私がどうしてこんなことを気にするかって言えば、気がかりなのは、中間市っていうのが買うときには高く買っている。岩瀬東町の山の件もそうでしたよ、鑑定価格をはるかに超えたものを買ってる、価格で。そしてまた、売るときには安く売ってる。今回路線価に沿った価格で、少なくとも売られる。そして、また本来ならちゃんとして、まず賃貸契約を結んで、過去のことも洗い直す、平成14年のときには、あのときには、前者から買った本人が8年たった。8年にさかのぼって、管財課は徴収したっていう、当時の課長のここでの答弁だったわけですよ。そして、土地の価格についてもお尋ねしたら、その地域に見合ったもので売ってるっていうことです。それは事実かどうかは、ここではそういうふうにおっしゃられたんですけども、私はそのことも、今回のことからありますので、情報公開でもって知らして欲しい。個人情報だからっていうことで隠して、都合のいいような価格設定とかそういうものになってはならないと、それを強く感じておるわけです。14年の件と、今回の件とか考えますと、14年の議会での答弁とかを見ていただいたらいいかと思っておりますので、それを感じるわけです。ですから、中間市が、買うときには必要のない山1円た

りともあれってというような山を、価値のないような、1円でも買いたくないってというような山を高く買ったり、売るときにはもと暴力団の組長に、ね、売って。

○副議長（上村 武郎君）

中家議員。

○議員（1番 中家多恵子君）

今度買い戻すとき、3倍で買い戻したってというような、この事件も。

○副議長（上村 武郎君）

中家議員。中家議員。

○議員（1番 中家多恵子君）

はい、終わります。

○副議長（上村 武郎君）

中家議員、超過しております。

○議員（1番 中家多恵子君）

はい、もう終わります、もう10秒。はい。ですからですね、市有財産をきちっと守っていただきたい。それは、ただ単に市有財産を守るだけのことではなく、中間市政全般に対して、責任ある市政をやっていただきたいと思いますが、よろしいですか。副市長、うなずいていただいているので。

○副議長（上村 武郎君）

時間でございますので、また、次回によろしくお願いします。

○議員（1番 中家多恵子君）

はい、終わります。

.....

○副議長（上村 武郎君）

次に、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、介護保険制度について質問いたします。

小泉構造改革のもとで、社会保障費は2002年度から毎年2,200億円も抑制、削減され、産科や小児科、地域医療は崩壊し、障害者や母子家庭施策の切り下げ、高齢者福祉の削減が行われてまいりました。

介護保険制度は、今年4月に制度が始まって10年目を迎えます。この間、保険料は3年ごとに引き上げられました。また、2005年の介護保険法の改悪で、施設を利用する人の食費や居住費の負担が増えております。さらに、新予防給付の導入で、デイサービスや家事援助が減らされ、要介護1以下の高齢者は介護ベットや車いすなどの福祉用具は原則として利用できなくなりました。

介護保険制度は「家族介護から社会で支える介護へ」という当初の看板に反して、繰り返し改悪され、介護の取り上げが進み、家族介護の負担は今も重く、1年間に14万人が家族の介護のために仕事をやめています。また、高い保険料や利用料を負担できず、制度を利用できない低所得者も少なくありません。介護を苦しめた悲惨な事件も後を絶ちません。

「夫を週2回お風呂に入れる介護を受けるために、妻は夕食を食べない」など、少ない年金で暮らしている高齢者は、介護が必要になると利用料などが重くのしかかり、介護のために身を削るような思いで生活しています。

だれもが安心して利用できる介護保険制度に改善すべきです。以下の3点について、市長の所見をお伺いいたします。

一つ目は、保険料の引き下げの問題です。高齢者は、増税の影響で保険料が急激に上がり、その上物価高で、大変苦しい生活を強いられております。今年4月からの保険料は、給付を抑制してため込んだ基金、平成19年度末現在高2億9,827万5,000円を取り崩すなどの措置をして引き下げるべきではありませんか。

二つ目は、保険料や利用料の減免の問題です。所得の少ない人ほど、高齢期に介護が必要になることは研究者の調査で明らかになっています。介護を最も必要とする所得の少ない人たちが、介護を利用できないのは、公的介護制度の存在意義にかかわります。

厚生労働省の調査では、2007年10月現在、自治体独自の減免制度を実施している自治体は、保険料で33%、551市町村、利用料で21%、389市町村もあります。本市でも、所得の少ない人には保険料や使用料を減免し、介護を受けられない人をなくすべきではありませんか。

三つ目は、要介護認定の問題です。要介護認定は、市町村による調査、コンピューターの1次判定、専門家による2次判定からなりますが、4月からこの要介護認定の仕組みが改悪されます。

一つは、調査項目の削減です。「火の始末」など、利用者の命にかかわることも含めて13項目が削減されます。それらの項目に関連して、調査員が気づいた点を記入する「特記事項欄」も減りました。さらに、調査の判断基準も変わります。例えば、移動の機会がない重度の寝たきり状態の人の場合、従来なら「全介助」と判断されました。ところが、新しい認定調査員テキストでは、介助自体が発生していないとして「自立・介助なし」と認定されます。また、「食事摂取」の項目でも、食べ物を口にできず高カロリー液の点滴を受けている人の場合、食事の介助が発生していないとして「全介助」から「自立」へと変更されます。洗髪の項目では、頭髮がなければ「自立・介助なし」です。

認定方式の変更によって、重度の人が軽度に判定されると、利用者一人一人にとっては死活問題です。今回の要介護認定の改悪は実施を凍結し、再検討するよう国に強く要請すべきと考えますがいかがでしょうか。

次に、八幡西区、中間市、水巻町境界域の産廃中間処理施設建設についてお伺いいたします。コンクリート破砕機施設として開発されております水巻町吉田南地区は、中間市の東側に隣接し、周辺には吉田ぼた山跡地住宅造成予定地や、北小学校、北中学校などがあります。隣接地域では破砕音や粉じんなど、環境被害が懸念されております。

また、設置されるコンクリート破砕機クラッシャーは、コンクリート廃材を1日1,600トンも破砕処理する能力のものとされておりまして、コンクリート破砕機が稼働し始めると、ダンプカーによってコンクリート廃材が搬入や搬出される道路沿いの家は、粉じん被害とともに家屋被害も受けるのではないかと地元住民から不安の声が上がっております。

市長は県に対し、開発が進めております産廃中間処理施設の建設中止を申し入れ、周辺住民の生活環境を守るべきではありませんか。市長の所見をお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○副議長（上村 武郎君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

介護保険制度についてお答えを申し上げます。

平成21年度保険料設定に当たりましては、議員ご指摘のとおり、全被保険者の負担軽減のために2億9,800万円の基金を取り崩しての保険料改定額でございます。現在策定中の第4期中間市高齢者総合保健福祉計画の中で推計いたしました今後3年間の総給付額等は、約111億円と見込んでおります。

この給付額等を第1号被保険者の保険料で賄う額は約22億円と試算をいたしております。1人当たりの月額基準保険料額は「4,104円」となります。

また、第18号議案で提案しております「介護従事者処遇改善臨時特例基金」から約2,600万円を取り崩し、基準月額を「4,043円」といたしております。

所得の低い被保険者に対しましては、第11号議案で提案しております保険料負担段階の第4段階中に特例を設けまして、基準額を10%軽減をいたします。

この特例措置により、保険料が前年度より下がる被保険者数は約2,600人と、全体の20%と見込まれます。

保険料を引き下げるべきではとのご指摘でございますが、中間市におきましても年々高齢者が増加をし、介護保険給付費も増加しております。介護保険は、すべての被保険者に保険料を負担していただき、社会全体で介護を支え、助け合う仕組みでありまして、これ以上基準保険料額を下げますと介護保険特別会計の赤字決算も予想され、3年後にはその分を上乗せした保険料の設定を余儀なくされ、今後65歳以上の被保険者に今以上の負担がかかります。

次に、利用料の減免につきましては、先の安田議員のご質問にお答えをしたとおり、高

額介護サービス費及び標準負担額の減額制度を活用し、低所得の方についての利用料の軽減を行っているところでございます。

次に、本年4月から実施されます要介護認定についてのご質問にお答えをいたします。

平成12年度の介護保険制度の発足当初から、要介護認定は、認定審査会によって介護がどの程度必要かという「介護の手間」の総量を判断することによって、要介護度が決定されているところであり、今回の改正におきましてもこの考え方は変わっておりません。訪問調査員による74項目の聞き取り調査の内容から、判定ソフトによる「介護の手間」の総量である要介護認定等基準時間を推計し判定する1次判定の後、調査員が記載した「特記事項」という介護の手間に関する情報や主治医意見書からの記載内容から推計された、対象者固有の「介護の手間」の総量を認定審査会において比較をし、要介護状態区分の変更の必要性を吟味し、要介護度を決定いたします。

今回の改正では、認定調査における特記事項の記載を今まで以上に重視するようになっております。また、認定審査においても、特記事項や主治医意見書の内容を重視して審査を行うようにとの通達があつているところでございます。

ご質問の、重度の寝たきり状態の人が「移動・移乗」の調査項目で「自立・介助なし」と選択されるのは、移動や移乗の機会が全くない場合で、移動に介助を要する機会がなく、介助自体が発生しない「介助なし」とみなされることによるものでございます。

こういった場合におきましても、対象者の心身状態等詳細な情報等を特記事項や主治医意見書において記載することが必須となっておりますし、認定審査会においても、特記事項や主治医意見書に記載されている内容を根拠として介護の手間の総量を判断し、要介護度を決定することが必須となっております。

このように、対象者の状態、介護の手間を客観的、総合的にとらえて、より適切な認定審査が行われるものであり、今までと同じように利用者の実態を反映した認定システムとなっております。

次に、水巻町に建設予定の産廃中間処理施設建設につきましてお答えを申し上げます。

この中間処理施設は、水巻町吉田南5丁目に建設予定で、水巻町での都市計画上の指定区分は工業専用地域となっております。

施設としましては、コンクリート片やアスファルトなどがれき類を破碎し、破碎したものは道路舗装などの資材として再利用するリサイクル施設であります。

また、この施設は、キャタピラーで移動できる自走式の破碎機を設置するもので、ときにはこの破碎機をトレーラーで工事現場などに搬送をし、そこで破碎作業を行うというものであります。また、この破碎機は、1日最大1,600トンの処理能力があり、メーカーは新キャタピラー三菱製を設置するというものでございます。

この施設の設置許可は、県の所管事務となっておりますことから、現在、県知事から「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」、通常紛争予防

条例と言っておりますが、この条例に基づき、関係市町であります本市、北九州市及び水巻町に対し、地域指定の意見照会がなされております。

紛争予防条例は、事業者が産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合、県への申請、許可手続きに入る前の段階におきまして、周辺住民との紛争の予防及び調整を行うための手続きを規定したものであり、事業者と住民との合意形成をするための手続きが現在行われているところでございます。

昨年から、この施設の設置に関して、八幡西区の住民の方が中心となって、建設反対の署名活動が行われ、2万3,000人余りの署名簿が県知事及び北九州市長へ提出されたところでございます。

中間市におきましては、昨年9月24日、中間市長あてに「中間市に隣接する水巻町、八幡西区での産業廃棄物処理場建設を中止させるため、中間市としての建設反対の意思表示をお願いします」との陳情書が、自由ヶ丘、岩瀬北町、岩瀬東町の各町内会長、公民館長及び町内会連合会北校区長の連名で、私自身が直接受け取りまして、現在、地元住民の思いを伺い、大変重く受けとめているところでございます。私の率直な意見といたしましては、「なぜ住宅地の近くに設置されるのか」という思いは、昨年12月3日の新聞に掲載をされておりました北九州市長の思いと同じものがございます。

中間市といたしましては、今後も県及び設置者に対しまして、国、県が定める環境基準の遵守はもちろんのこと、条例手続きに従って開催される予定の住民説明会等での住民の皆様のご要望、意見を十分に反映していただくよう、強く訴えていく考えでございます。

○副議長（上村 武郎君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

まず、介護保険について再質問いたします。介護保険料の滞納者の実態について、所管の課長にお伺いいたします。

○副議長（上村 武郎君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

滞納者の数につきましては、直近で275名でございます。

○副議長（上村 武郎君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

保険料のランク別にお伺いしたいと思ったんですが、わかります。はい、お願いします。

○副議長（上村 武郎君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

第1段階の方が119名、それから2段階の方が66名、3段階、4段階、5段階までの方が47名、それから6段階の方が43名ございます。

○副議長（上村 武郎君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

介護保険料を滞納しますと、どのようなペナルティーですかね、制裁がありますか、お伺いいたします。

○副議長（上村 武郎君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

滞納した場合の給付制限についてお答えします。

まあ、原則1年以上滞納の場合と、1年6カ月以上の滞納の場合、それから2年以上の滞納をした場合ということでございます。で、1年以上の滞納をした場合につきましては、原則、介護サービスを利用した場合は1割負担という自己負担になってますけども、全額自己負担、一旦していただきまして、また申請によって介護保険給付の9割を後で支給するものでございます。1年6カ月以上の滞納の場合につきましては、保険給付の一部または全部が支払われなくなります。2年以上の滞納につきましては、介護サービス精算時に自己負担を3割していただいて、また、高額介護サービス費、それから特定入居者サービスも支払われなないということでございます。

○副議長（上村 武郎君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

もろもろ今お伺いしましたけれども、今、市長の答弁ではですね、低所得者への保険料も次期の分ではかなり減る方向で検討してるということで報告がありました。今の保険料の滞納ランクにお聞きしますと、低所得者の人はもちろん、2ランクの人たち66名とかなり高いんですが、もう3、4、また5、6ですかね、そういう段階の人でも43名ということで、ランク別、もう低所得者だからって言って、そのお金が払えないという状況ではないということを私は言いたかったんですけども、もう、ご存じのように北九州市も、もちろん、もともと北九州市は中間市よりも保険料は高いんですけども300円の引き下げと。お隣の直方市はですね、そういうため込み金を利用いたしまして今回は上げまいと、こういう努力をされておりますけれども、市長もう一度、その点はどうかね。お伺いいたします。

○副議長（上村 武郎君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど申しましたように、そのような基金等々取り崩しながら、それに合わせまして、うちが事業予測やとるわけでございまして、その事業予測を、サービスを少なくすれば、それはそれでその低くはできますけどもが、ある一定基準のサービスを想定した中の総事業量を想定して、この保険料というのは決定してるわけでございます。

○副議長（上村 武郎君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

中間市は、単独でっていうこと、堅実にこれまでやってきておりましたけれど、毎年黒字でやってきてるわけですよ。そういう、これまでの経過からしましても、今回の保険料を上げなくても十分やっていけるのではないかというふうに思いますけれども、それと合わせまして、今の滞納するとですね、今、あっ、その前に、現在給付制限を受けてる方っていうのはどのくらいいますか、その状態をお聞きいたします。

○副議長（上村 武郎君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

給付制限の状況でございますけれども、現在3名おられまして、要介護4の方1名が、平成21年の2月に転出、市から転出されております。で、要介護3の方が1名、それから要支援2の方が1名、この2名の方につきましては、介護サービスのほうは利用されておられません。

以上です。

○副議長（上村 武郎君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、給付制限を受けてる方が少ないようですけれども、個人個人にとりましては、やっぱり要介護3といえば、かなりひどい状況じゃないかと思えます。もう、そういう方が、やはり保険料払ってないということで、利用してないということではないでしょうか。先ほどもそのペナルティーの話がありましたけれども、2年になりますと3割負担になると。施設に入院した場合は最低でも4万、5万円かかりますと、その3倍、とりあえず12万円払わないといけないということになりますよね。それ、そのぐらいでは済まないと思えますけれどもね、施設に入ればもろもろ合わせまして10万円ぐらいかかると思えますけれども、そういうお金のない人が実際にはこうしていらっしゃるわけですよ。なぜかっていうことは、やっぱり保険料をもう少し、皆さんのそういう生活ぶりから考えまして検討すべき余地があるのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。市長。

○副議長（上村 武郎君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほども申しておりますように、その保険料下げてもいいんですけども、それだけそのサービスが提供できない状況になりますんで、私どもが想定したその事業量、適切な総事業量ですね、それをお金に直せば、今言いますように、基本的には4,043円というふうな保険料になつとるわけございまして、これがその高いから、私どもが、その、これは中間市みんなお年寄りが頑張つて、北九州市より低い状況を維持してますよつていうその話の中で、少しサービスが抑制されとるんじゃないかつていう、そんなお話も出るんですけども、うちのほうは、まあそれなりの適正なサービスということでその算定して、この保険料を設定してるわけございまして、これを、その、保険料を払えんけん、その保険料を安くせえつていうことであれば、ちょっとそういう辺りの整合性つていうのも取れんんじゃないかな、減免せえつていうそのお話かどうかちょっとわかりませんがですね、その保険料を低くせえつていうことは、その事業量との兼ね合いもあつて、今出しとるのは中間市にとって適切な保険料と、そんなふうと考えております。

○副議長（上村 武郎君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

事業量の関係つていうのは、ちょっといまいち理解できませんけれども、減免の問題に入りますけれども、現在私の知ってる方は年金8万円で、まあ脳梗塞等々でかなり悪いんですけども、まあそういうことでデイサービスに1回、ヘルパー週1回利用してつていうことで、ヘルパー週1回で1,235円、デイサービスで2,901円と、月に利用料を払つております。そして、まあ食費等々もかかりますので、月に利用料を6,000円払い、保険料を2,000幾らか、で8,000円幾らと、それに合わせまして病院にも通つてつていうことで、8万円の収入の中から約1割がその利用料、介護保険にかかわる、そういう出費となつておるわけですけども、そういう人たちへの減免つていうんですかね、そういうことはお考えはないでしょうか。

○副議長（上村 武郎君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

先ほど市長のほうからも答弁ありましたように、第4期の高齢者総合保健福祉検討委員会の中で、議員もご承知のとおり、中間市は高齢化率が高い、近隣に比べまして高い水準にございます。特に、認知症の方が結構増えているということで、この検討委員会の中でそういう施設の増床、増設ですね、それいろいろ要望、希望等が意見出されまして、4期計画の中で、まあこれはちょっと事業のことでございんですけども、認知症のグループホーム2カ所増設と、それから認知症対応型の通所デイサービスを1カ所増設、それから特別養護老人ホームの30床の増床するつていうことで、かなり、その、投資が増えていること

から、今回のこの保険料の設定になっているところでございます。

○副議長（上村 武郎君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今の課長の説明は、保険料が、そういう事業を増やしていくから下げられないということをお聞きしたかったわけですが、きのうの安田議員の質問で、市長は利用料、減免などをするとほかの人の負担も増えてくるということで大変だと、このように確か答弁されたと思います。私はですね、お隣の直方市が、今、保険料の減免をしておりますが、その実態をちょっと書類を見ますと、たいしてかかってないんですね。その対象者も、もちろん要保護程度の所得しかないという人達を対象にしておりますけれども、平成20年度で8人です。減免額は7万1,300円と、このぐらい、ほかの自治体も見ましてもね、まあ北九州市は対象者が多いからですね、もちろん額は大きいですが、大牟田市にしましても対象者は189人で、どうなりますかね、28万円ということで、たいしたことないわけですね。まあ、しかし、こうしてほんとに払えなかったりしますとペナルティー受けたりされる人たちは、もう少しでも減免してほしいという気持ち、生活ができないということで、保険料にしましても利用料にしましても、減免してほしいという気持ちはあると思います。

それで、今、保険料の話をしてしまいましたが、利用料でも、ほんとに対象者が生活が、生保と同じぐらいの生活の人しか減免しておりませんので、ほとんどが1万円以内で、久留米市でも20人で6万8,313円と、このぐらいの金額の減免への予算措置っていうのはできないものでしょうかね。その点を市長にお伺いいたします。

○副議長（上村 武郎君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどもお話しましたように、基本的にはこの皆で助け合う仕組みということでなっております。そんな中で、ほんとに困った方の減免はということでございますけれども、基本的な考えといたしまして、ほんとにこれから先、今言いますように事業料等々も増えてまいりますし、そういう辺りの予測もしながら、これはほんとに大きな、介護保険というのは大きなウエートを占めてくるわけでございます。そういう中で、みんなで支え合うというその基本的な考えは堅持していきたいなと、そのように思っているところでございます。

まあ、金額的に少ないからやっちはどうかという、そのお話でございますが、まあ、担当課とも協議しながら、またその将来を見通した中でこれはやっついていかんといかない部分、そんなふうには思っていますので、まあ検討はさせていただきたいとそんなふうには思っています。

○副議長（上村 武郎君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

じゃあ、減免については、前向きに検討していただくということでよろしく願いいたします。

あの、認定の問題ですけれども、市長は寝たきりの人が全介助ではなくて、もしかして、自立というような、その、判定が出る場合もあり得るがということで、しかし、まあ調査員とかいろんな意見をかながみて検討していこうというふうなお話でしたけれども、万が一、中間市でそういう状態で、その寝たきりの人とかチューブで食事を取っている人たちが自立というような認定が出ない、出してはならないというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

○副議長（上村 武郎君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど申しましたように、しっかりした認定体制を取っておりますので、それから出てきた答えっていうのは、私どもはそれを信じていきたい、そんなふうに思っております。

○副議長（上村 武郎君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

この点につきまして、私もある方に聞いたんですけれども、こういうことはまさかあり得ないというようなことで言っておりましたけれど、日本共産党も、こういう認定のあり方っていうのはおかしいので、実施を凍結して再検討するようと求めておりますけれども、その方が言われますには、もし寝たきりの人がそういうことであれば、もうベットごと国会に行って抗議するというぐらいに、それに、事業所に携わっている人たちは心配をしている内容ですので、やっぱり中間市もそういうことのないように、ぜひよろしく願いいたします。

で、介護保険につきましては、ほんとに保険料も高いということで、私どもはこれまで介護費用の50%が国庫負担が出ておりましたけれども、それが25%ということにされて、またその三位一体改革によって22.8%まで下げられております。こうした国の負担をもとに戻すように、今後も引き続き政府に対して要求をしていきたいというふうに考えております。

それと、私もこの問題につきまして利用者さんにお伺いしましたところ、その方がこんなふうに言われておりました。明治生まれのお母さんが、お年寄りでもだれでも生きる権利はあるのだと。私たちは今ほんとに肩身の狭い思いをして介護保険を利用させてもらっているが、ほんとにこのお母さんの言葉をしっかり胸に受け止め、もうやっぱり前向きに生きていかないけないというふうに感じたということですよ。そういうことで、引き続き、

介護保険の改善に向けては、やっぱりそういうお年寄りの方たちが肩身の狭い思いをしないように、そういう制度にするように、私も引き続き頑張っていきたいというふうに思っております。済いません、早口になりました。

引き続きまして、産廃の問題ですけれども、その産廃の場所は市長は見られておりますでしょうか。

○副議長（上村 武郎君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

現地には行っておりません。近くまで行ったり、あの北中でございますか、あちらのほうから見たりっていうのはやっております。

○副議長（上村 武郎君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ちょっと市長にお見せすればよかったんですけども、吉田ぼた山で、今設置しようとするところ、ここです。中間市の住宅造成予定地、北中学校、北小学校、もうちょうど北中学校の真向かいにあるんですよ。そういうことで、市長のところにも、地元の皆さんが、心配だということいろいろご意見言ったり、ご要望言ったと思いますけれど、以前、山本産業って言いまして、産廃処理を焼却する問題がありましたけれども、このときはぼた山の裏だったわけですよ。それで、中間市は余り風向きで影響なかったんですが、今回はもろに北小、北中に影響いたします。まあそういうことで、市長もやっぱり県に対してもろもろ要望出してると思いますけれども、現地をしっかりと見て要望していただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○副議長（上村 武郎君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

個人の土地になりますんで、ぽっと行ってぽっと見られるような状況ではございませんので、そういう辺りは機会があれば行ってみたいなど、そんなふうに思っております。

○副議長（上村 武郎君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

私は、水巻町の職員に許可をいただきまして、ぼた山に入らせてもらいまして、その現地がすぐ見えるところ、先ほど私も言いました北小、北中、そういう場所がしっかり見渡せるところに連れて行っていただきましたので、そういう努力をしていただきたいというふうに思います。

それとですね、私はこの問題に当たりまして、飯塚市の潤野地区に建設されております、

同じようにコンクリート破砕機処理施設を視察してまいりました。ここは、当地では業者と地元住民との間で、環境保全協定書が交わされているようですけれども、全く守られておりません。というのはですね、建設当初はコンクリート廃材の山はほんとに小さかったようですが、徐々に大きくなって、今では住宅のすぐそばまでコンクリートの壊した物が山積みされております。ということで、ほんとに住民への被害があるということは一目瞭然の状態でした。

そういうことで、水巻町の産業廃棄物処理施設の建設につきましても、県は、今市長が言いましたように、紛争予防条例で対応しようとしておりますが、飯塚市の中間処理施設を見ましても、紛争予防条例では解決しないということがわかりました。そういうことで、施設を一度つくると、ほんとおしまいだというのが私の感想です。市長も、この飯塚市潤野地区に建設されておりますコンクリート破砕処理施設を視察されてはいかがかと思います。いかがでしょうか。

○副議長（上村 武郎君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

うちの担当辺りも含めて、そういうところがあれば見に行ってもいいかなと。

○副議長（上村 武郎君）

中野市民部長。

○市民部長（中野 諭君）

施設の視察の関係ですけれども、日の出建設さんですね、水巻町の、そちらのほうは私も昨年11月に行きまして、環境保全課の職員、水巻町の職員、それと県の環境事務所、一緒に行きまして見てまいりました。で、写真を市長に報告しております。それから、本年1月に筑紫野市の破砕施設に行つてまいりました。そのことについても、市長にはきちっと報告しております。

以上です。

○副議長（上村 武郎君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

今、筑紫野市の話がありましたけれども、あそこはもう山の中にあります。ということで、それは参考にならないと思うんですよね。飯塚に行きますと、もうほんとすぐそばまでコンクリの山が、こう山積みされてまして、風が吹くからつということで住民から苦情が出ると青いシートをばあんとかぶせるっていうんですよね。でも、片方だけですので、また、もう、あちこちと飛散するという状況が、ほんとにありましてね、前の道路もダンブが通るところ、搬入口はもうがたがたになってるんですよ。その搬入口を過ぎますと、同じ続いてましてもきれいに舗装されてるといふ、ほんとにひどい状況。いかに重たいダ

ンプが何台もそこに入ってるかということがよくわかりました。

そういうことで、私は中間の岩瀬東の方でしたか、その方からご要望が寄せられたんですけれども、そういうダンプが行き交うと、どうもあそこの岩瀬地域は地盤が緩いんじゃないかということで、住まいを、ついに住みかとして建ててるのに、もうこういうダンプが通ってしまうと、がたがたに家になってしまうということで、ほんとに心配されてるわけですね。まあ、そういうことで、今回2万3,400筆の反対の署名が県に出されておりますけれど、中間市の方も800名近くの方が出しております。そういう心配をしながら、やっぱり何とかしてほしい、市長にこの建設だけは絶対やめてほしいという思いで陳情されたと思います。そういう、県に、そういう話を要請する場合も、現地を見るとやっぱりその要請の仕方が違ってくると思うわけですね。で、中間市も、中間市住宅造成地域ですかね、予定地域になっておりますしね、そこを住宅として売買するということになりましても、そういうものが通ったり、粉じんあるところではその価値がずっと下がってくると思います。そういう意味で、しっかり現地、特に飯塚の分を市長初め職員の方、見に行っていたきたいと思いますがどうでしょうか。

○副議長（上村 武郎君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そういう場所をお聞きしましたので、見に行きたいなど、そんなふうに思っております。

○副議長（上村 武郎君）

青木孝子さん。時間がありませんよ。

○議員（6番 青木 孝子君）

そういうことで、地域住民の声をしっかり聞いて環境保全を守っていただきたいと思えます。

これで終わります。

.....

○副議長（上村 武郎君）

次に、宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下寛です。質問通告に基づきまして質問を行います。

まず、第1点は、入札制度の改善についてであります。これまでも、幾度かこの問題について取り上げてまいりました。昨年も、恐らく、国、県からの指導もあって、その具体的な方向性、これが出ているというふうに思いますが、中間市、一体どのように進めていこうとしているのかお伺いをしたいというふうに思います。

続いて、新型ウイルス対策についてであります。毒性の強いH5N1型の鳥インフルエンザウイルスが猛威を振るって、我が国においても養鶏場を中心に何千、何万というおび

ただし数頭の鶏等が焼却処分されたことは記憶に新しいところです。

鳥インフルエンザウイルスの感染が、広域化、長期化しているために、豚や人の体内で突然変異を起こす危険性があることを、多くのウイルス学者は指摘しています。東南アジアにおいては、毎年のように、この鳥インフルエンザに感染をし亡くなっている、こういうことが起こっています。世界保健機構WHOも、このインフルエンザの監視体制を強化していると言われてはいますが、いつ突然変異で新型人インフルエンザになって、世界的な大流行、いわゆるパンデミックを起こしてもおかしくないと警告をしています。このことは、最近のテレビにおいても、日本の学者、こうした事態になればこの日本で数十万から百数十万の死亡者が出るというふうにも述べています。

また、本日も報道によれば、福岡市でこの問題で国際会議が開かれている。このことは、この問題が世界規模で喫緊の課題となっていることを示しているのではないのでしょうか。

もし仮にこうした事態が、この中間市でも起こった場合に、どのような対策が講じられようとしているのかお伺いをしたいと思います。

次に、学校の給食民営化についてであります。これまで市当局は、調理及び洗浄のみの委託なので安全上心配ない。また、委託業者の従業員に責任者を配置し、その責任者に指示を与え業務に当たらせるので法的にも問題ないと、こういうふうに答えています。

そこでお伺いしたいんですが、栄養士である職員が、この学校の現場の責任者に具体的にどういうところまで指示を与えるのかお伺いをしたいと思います。

これで第1回目の質問を終わります。

○副議長（上村 武郎君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

まず、入札制度の改善についてお答えをいたします。

入札制度の改善につきましては、昨年6月議会でお答えいたしましたとおり、透明性の確保、公平性、談合の防止等を図るため、一般競争入札の導入が求められており、また、市内業者の保護、育成の観点から、一定条件を付した、条件付一般競争入札の導入を予定しております。

これに先立ちまして、本年4月から、条件付一般競争入札に係る実施要綱の整備、入札を執行するための諸手続きを定めた要領の作成、関係書類の整備等の作業を進めてまいったところであり、基本となる実施要綱を、本年3月上旬に告示する予定でございます。

要綱においては、予定価格1,000万円以上を対象工事としておりますが、工事の内容やさまざまな要件によりましては、業者の技術力や施工能力により指名競争とすることもございます。

また、本年4月から、試行の対象とする工事を選定し、市のホームページにおいて工事公告を掲載し、試行を実施する予定でございます。

次に、新型ウイルス対策についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、新型インフルエンザウイルスは、もともとは鳥などの動物に感染するインフルエンザウイルスが人にも感染するようになり、さらに人から人へも感染しやすく変化したものです。発生時の問題点といたしまして、免疫がないため多くの人が感染すること、短期間に広範かつ急速に広がり重症化するという2点の特徴を持つため、その対策は、災害と同等の行政対応が不可欠となるため、患者発生時に備え、国、県の行動計画等の策定が進められているところでございます。

国においては、本年2月17日各分野における対策の内容や実施方法、関係者の役割分担等と、国、自治体、企業、家庭、地域等における具体的な取り組みを促進することを目的とした「新型インフルエンザ対策ガイドライン」が策定されており、県においては現在、行動計画を策定中であります。市としましては、遠賀保健福祉環境事務所の指導のもと、昨年12月4日、関係課の参加による新型インフルエンザ対策連携会議を開催し、会議において研修等を実施いたしました。

また、12月10日には、リーフレットを市内全世帯に配布をし、新型インフルエンザに対する正確な情報提供と感染拡大の防止を図るため、うがい、手洗いの実施を呼びかけるとともに、熱、せき、くしゃみ等の症状がある場合の対処方法、備蓄物品内容等について広報をいたしました。さらに、本年1月28日、遠賀中間医師会、遠賀保健福祉環境事務所、遠賀郡4町とともに、新型インフルエンザに関する関係課職員向け研修会を開催をいたしております。

今後におきましては、県の行動計画が策定された後に、関係機関と協議を行いながら当該計画と整合性のとれた市の具体的対策を定め、市民生活に混乱を来たさないように努めてまいりたい、そのように思っております。

また、新型インフルエンザ発生時における対策といたしましては、福岡県からすべての医療機関に対する院内感染対策の徹底を行う要請に伴い、感染者の外来受診に対する準備、入院患者への感染発病への準備、職員の感染発病に備えた準備、面会者等外部からの持ち込みに備えた感染対策を行うこととなります。具体的には、外来受診者には、手洗い、うがいの周知、マスク等の配布を行うことといたしております。また、医療従事者には、マスク、手袋、またゴーグル等の個人防護具を着用しての診療体制が行えるように準備を進めております。さらには、来院時の問診強化や院内感染のリスクを最小限にとどめるための隔離病室確保に努めることといたしております。

中間市立病院において、新型インフルエンザを疑う症状の患者の受診があった場合には、遠賀保健福祉環境事務所内に設置されます「発熱相談センター」の利用や、「発熱外来」の受診を勧めることとなりますが、感染患者の増加に伴い、遠賀保健福祉環境事務所からは当院の医師1名、看護師1名、事務職1名、計3名の派遣要請があることとなっております。また、新型インフルエンザの診断基準を満たす感染患者への対応といたしましては、

福岡県内に設置されます感染症指定医療機関への入院勧告を行うこととなりますが、この感染症指定医療機関における病床が不足した場合には、あるいは感染が広がり入院勧告中止となったときには、その他の医療機関で入院治療を行うこととなります。その際には、中間市立病院では、受け入れ対応医療機関として、病床単位で新型インフルエンザの患者入院病床を設置いたしまして、公立病院としての役割を果たしていく所存でございます。

今後も、市立病院が市民の健康を守るための良質で安全な医療を提供できるよう、さらなる努力を行い、親しみやすい病院として、患者様中心の満足のいく医療の提供を目標に努めてまいります。

学校給食民営化につきましてのご質問には、教育長よりお答えをいたします。

○副議長（上村 武郎君）

吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

それでは、学校給食の民営化についてお答えいたします。

栄養士の指示内容について、まず献立からお答えいたします。献立は、年間給食計画表に基づいて、中間市献立委員会で決定した献立内容で、1日ごとの学校給食献立表を作成します。

栄養士は、その献立表と調理作業工程表及び調理業務指示書を添付し、さらに栄養士が確認した作業動線図等をつけて調理の指示を行います。

食材についても、あらかじめ学校側が食材を購入したものを、栄養士が食材内容をチェックし、調理責任者が受け取ります。さらに、調理工程の中間及びでき上がり段階時においても確認を行い、味等について調整が必要な場合は、その指示を行います。

また、アレルギー除去食等についても確認を行います。

調理内容、給食時間または調理食数、除去食等については、事前に献立表、調理業務指示書等で十分に打ち合わせを行っており、当日調理等に変更が生じた場合は、調理業務変更指示書、調理作業変更工程表等により指示を行います。

調理後は配缶し、食器具、主食、副食とともに、指定された時間、場所に配置されているか確認し、児童等に引き渡します。

給食終了後は、食器類が正確に回収されているか、洗浄作業が適正に行われているかを確認いたします。また、調理員が献立ごとの残菜等を計量し、調理業務指示書に記録し、残菜や容器等を所定の場所に搬出されているか、容器やごみ置き場等が清潔に保たれているかなど、最後に確認をします。

調理員が調理作業中に気づいた食材の異変、異物混入等については、直ちに栄養士等が学校側に報告する義務があります。そのことが確認された場合は、直ちに栄養士は学校長と協議し、その対応を指示します。栄養士は、衛生管理全般について、事前に中間市衛生管理マニュアルに沿って、給食全体の衛生作業の指示を行います。

さらに、その献立ごとの作業工程表に沿った衛生管理ポイントの指示も行います。そのほか細部にわたっては、委託業者と契約時に交わします「中間市学校給食調理等業務委託仕様書」に沿って行うよう、受託者側と十分な協議をすることとしております。

児童の健康を最優先に、安全安心の学校給食を目指し、全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

○副議長（上村 武郎君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

まず、入札問題についてお伺いします。

1,000万円以上の事業について一般競争を進めようと、こういうことでありますけれども、この1,000万円以上の事業というのが、一体どのくらいあるのか、ここ二、三年の量がわかればちょっと教えてほしいと。

○副議長（上村 武郎君）

五十田契約課長。

○契約課長（五十田信行君）

手元に、平成19年及び20年の資料がございますのでお答えいたします。

平成19年は37件、それから平成20年は40件となっております。

以上でございます。

○副議長（上村 武郎君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

今、37件、40件、まあこれ前後あつてるということですね。この4月から具体的にこの一般競争を始めようということですが、この4月から始める今年度については、どの件、これ全部をやるのか、それとも何件か絞ってやっていくのか、その辺ちょっとお伺いしたい。

○副議長（上村 武郎君）

柴田総務部長。

○総務部長（柴田 芳夫君）

市長のほうでの答弁にもありましたように、本年度から試行を行い、その入札の結果、落札率の問題、その他の諸事をまず検証した上でやっていきたいということですので、本年度は、数はっきりとは決めておりませんが、数件程度の試行をやりたい、そういうふうを考えております。

○副議長（上村 武郎君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

まあ数件ということですね。実際に、この40件前後のこれだけの事業が行われてるときに、やはりこの試行的にやって、その検証をしたいということですが、この数件でほんとにそういう方向性が見えてくるのか。やっぱり40件からあるこの事業で、やっぱりもう少し件数を増やして、その方向性っていうものをしっかり見る必要があるんじゃないかなと思うんですがいかがでしょう。

○副議長（上村 武郎君）

柴田総務部長。

○総務部長（柴田 芳夫君）

実際に近隣の市町において、一般競争入札を行っているところもあるわけですが、やはり中間市の地域性、それとやはり何と言っても地場の中小を、そういった、ある意味では育成していくっていう観点もございまして、やっぱり慎重に試行の段階でいろんな検証をした上で、導入に向けての作業という形に位置づけてますので、本年については数件でやる予定といたしております。

○副議長（上村 武郎君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

市長もね、この件ではもう従来から、中間市の業者、こうしたところの育成を図っていかないけんということを言ってますし、私もそれについては同意をしてきたところです。しかし、この実際にどの程度の状況になるかというようなその検証、これは必要だろうと思うんですね。しかし、その検証していく上で、わずかの件数だけで、ほんとにそこがわかるのか、これは大きな問題があると思います。本当に、今、この問題が求められているのは、市長も言っているように公平性、透明性、こういうものが求められているわけですから、その中でやっぱり厳しくやれるところは、やっていかないといけん。何しろ、この問題では、市民の税金がかかっているわけですから、そういうところは慎重に検討していくっていうのは、これはもうもっともなことなんですけれども、それにはやっぱり余り少ない件数だと、それが本当にできるのかっていう疑念も生じますので、具体的に、なら、数件っていうのが、そのどこまでの数件なのか、1件なのか、それとも8件、9件なのか、そういうところはどういうふうに考えておられるんですか。

○副議長（上村 武郎君）

柴田総務部長。

○総務部長（柴田 芳夫君）

もう、普通数件といいますと3件程度じゃないかと思うんですけどね。

それと、一般競争入札をしないと、その公平性、透明性、そういったものが確保できないっていうことではないかと思えます。今も指名競争入札であります。透明性や公平性が確保されていないとは考えておりませんので。

○副議長（上村 武郎君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

これは、また、異なることを聞くわけですね。これまで、国も大きな談合ということで、その談合を許さないということでこの制度を始めていったと思うんです。で、そこで、どういふことを談合と言われてるのか、もう95%、96%、いよいよぎりぎりだとか、もう99%、100%というところまで、こういう談合が行われていることについて、しかも、それが非常にこの、中では、いろんな問題が起きている。つまり、本当に公平な競争が行われていない、そういうところに着目をされたんじゃないかと思う。で、それが、今中間市の場合は、これまで95%、96%、そういう落札率が出てきてる。それがずっと続いているんですよ。これが公平性、透明性が確保されてるんだいふふうに言うのは、これはちょっと問題じゃないのかな。だから、こういう、この役所の中で、市の職員の中で、感覚、そういう感覚におるといふことは、本当にこの公平性、透明性というものが、ここで改善されていくのかといふのに大きな疑問を感じます。

そういう点でも、今市長の方向っていふか、その目標とするものが、どういうところにあるのか、これは先ほど明確になつとるですね。公平性、透明性を確保するんだと、こう言つとるわけですから、本当にそういう方向になっていくように、この試行的に行われるといふものについて、厳重にチェックをしていっていただきたいといふことを、まず要請をしたいといふふうに思います。

それから、次に、パンデミックの問題についてでございますけれども、今市長のいろいろ答弁聞きますと、かなりのこのマニュアルといふか、そういうものがもうできているのかなといふふうに思うわけですが、実際にこのパンデミックといふのが、もし起これば、これは災害そのものじゃないのかなといふふうに思うんですね。その災害対策に対しての、中間市としてのマニュアルをきちっとつくってもらふ、そのことが、市民が安心してこの中間市に住んでおられる、そういうことだと思ふんです。だから、そういうものをきちっと市民に示してもらいたいという思いがあつて、この質問になつたわけですが、具体的にそういうこの体制がきちっとできているのか、きちとつていふのか、今からさらにつくろつとしてるといふふうな姿勢は伺えますけれども、もう一度その辺ね、市長のほうにマニュアルづくりについてお伺いしたいと思ふます。

○副議長（上村 武郎君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほどお答えをいたしましたように、今県の行動計画が策定しておるところでございます。そういう辺りをですね、できましたらそれに沿つた対応策をしっかりとつていきたいと。今、県からの具体的な指示等々、まだあつてないといふのが現状でございます、

前回サリン事件等々があったときは、こういうふうな防御服をちゃんと備えるというような確かな指示等あったわけでございますけども、これはまあ、今言う、その爆発的な流行があったときにほんとにどうなるかという予測自身もつきかねない部分ございます。これは、もう、その全国的な規模、県を含んだ中で、十分対策をやっていかないかん問題で、そんなふうに思っております。

○副議長（上村 武郎君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

この問題、今、県からの準備段階だということですので、中間市として、そういうものが作成された暁には、この議会でも明らかにしていただきたいなというふうに思います。

続いてですね、給食問題についてです。なぜ、私が、今、今回この給食民営化の問題について出してきたかということなんですけども、例えば私たちが一番心配するのは、いわゆる労働局から、この中間市がこの問題についていろいろ疑義があるよと、そういう指摘がされないようにね、やっぱり事前にきちっとしておかないかんのじゃないかということ、まあ改めて質問をしたわけですよ。っていうのは、私はこの問題では、親御さんたちの心配、これはもう皆さん方もよくわかっておられるところですよ。ですから、食材については学校、いわゆる中間市が購入して、そしてその、調理する部分だけを民営化するんで、これ別に安全上問題ありませんよと、こういうふうに強調されているわけですよ。で、そこで問題になるのは、いわゆる働かせ方の問題なんです。いわゆる中間市の何ですか、その職員だとか、そういう方たちが、今までとおりに給食調理をしていくということについては、栄養士さんとの関係は何ら問題は起こってこないわけです。ほんとに、日常的に、そこでいろいろな打ち合わせをしたり、そして一緒に考えていく、こういう作業っていうのが当たり前としてやっていけるわけです。ところが、これを民営化ということになると、それができなくなるわけですよ。今、教育長がね、言われたのは、まあ指示書を出しますというようなことで言ってるわけです。果たしてその指示書でね、作業がうまくいくのか。今答弁の中でも、こんなふうに言ってますよね。味、アレルギー、こうした問題で調整が必要であれば、その都度指示をしていくんだと。これね、書類でね、例えば現場責任者、まあ確かつくろんだらうと思うんですが、その人に書類を渡して、それがそのまま通っていくのかって。実際の上で、だれが考えても無理だと。やっぱり、その栄養士さんの言葉で、こういうところで問題があるよ、具体的にその指示して初めて伝えたいことが、何て言うか、調理する人たちに伝わっていくわけですよ。だからね、そういう書面上だけでこれをやられていくということは、まず考えられないんです。

それでね、これは、労働局が出してる、これは古いんですが、昭和61年に労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準ということで、労働省告示第37号というのが出されてるんですね。で、その中で、第1条でこんなふうに言ってるんですよ。

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分を明らかにすることを目的とする」ということで、これが出されている。その中で、るるずっと、第2条以降ずっと書かれてあるわけです。その中で言ってるのが、いわゆる、その、請負事業というのは労務管理上の独立性それから事業運営上の独立性というのが言われているわけです。ここが、明確になってないと偽装ですよというふうにかう言ってるわけですよ。で、なら、労務管理上の独立性というのが、ここでほんと確保されていくのか、つまりここで言っているのは、受託した側、いわゆる今回は中間市教育委員会、何も口出しできませんよということなんです。口出すっていうことは、その独立性を損なうということなんです。だからね、例えば、もう少し、時間もちょっとありますから言いますけれども、この給食問題では裁判闘争が行われているんですね。で、これが、判決が下ったのが平成16年です。これは、確かに、条件つきで民営化オーケーですよと、こうなるとるんですね。この条件つきというのが何なのかって言うのが、いわゆる恒常的なものでない限りオーケーですよと、こうきてるんです。でね、中間市が、今委託業者と交わしている仕様書というのがありますよね。で、この仕様書の中に、指示内容、指示区分ということがありますよね。毎日なんです。指示するのが。今、教育長も答えられたようにね。で、その調理業務指示、それから変更指示、それからその調理作業工程表、その毎日毎日、調理する内容は変わりますからね、当然工程表も、いわゆる動作表っていいですか、動作線っていいですか、行動線っていうか、そういうものも変わってくるわけですよ。これも、日単位で指示しますよと、まあ、指定日は前週、前の週にこれをしますよとか、こういうふうになってるんですが、しかし行動が終わった際には、これまた栄養士さんが具体的に、その日に指示をしないとこれはできませんからね。こういうところでも大きな、その、今の本当に請負という形を取っているわけですが、これは偽装になりやせんかって、こういう疑義が生じますよということで、あちこちでやっぱり給食民営化の、ずっと計画はされてきとるんです。

で、これは2007年、平成19年ですね、裁判の判例は、判決は16年ですから、その3年後ですよ。これは神戸新聞で、こんななってます。市が購入した食材を業者が調理するというので民営化をしようとしたわけですね。ところが、国の基準では、業者が食材を購入、調理しなければならないことが判明した。いわゆる請け負わせるということはそういうことなんだと。監督する兵庫労働局と協議し、委託の見送りを決めたところなるとるんです。つまり、適正な業務の委託を求める通知が、労働局から市のほうにあったわけですね。そして、同労働局と再検討した結果、市が購入した食材を受託業者に提供する方法は国の基準にあわないことがわかった。市は安心、安全な給食確保のため、栄養士がつくった献立に沿って、市が食材を購入するという、関係者に、まあこういう求めてきた結果、その、委託を断念したと、こういうことなんです。つまり、市が、子どもたちのために安心、安全の、そういう仕事をさせようとしたら無理だということがわかったということです。

それから、同じく、これは9月に入ってからです。これは滋賀県で起こったことなんです。市が他県の事例を調べた結果、県や市職員の栄養士が日々指示するのは、独立性を脅かし偽装請負に当たることが判明。照会した滋賀労働局からも指摘され導入を見送ったと、こういう記事があちこちで出てきとるんです。

ですから、私が心配するのは、今年市長選挙があります。新しい市長が、労働局からね、これは偽装の請負があるよというふうに言われたいようにするためにも、やっぱりもう一度慎重に考えていく必要があるし、また、この1年、その試行的にやるんですからと、そこで評価委員会もつくってやるとこういうふうに言われておりますから、まあそこで十分検討もしてね、そしてこの問題を誤らないような方向で決めていかなきゃいけないのじゃないかと思うんです。まあ、できれば一番いいのは、この3月中に「もう、やめた」と言うのが一番なんです。それは、市長に汚点を残さんためにも、これは必要だというふうに思うんです。その点についていかがですか。

○副議長（上村 武郎君）

牧野教育部長。

○教育部長（牧野 修二君）

お答えいたします。議員とはいろいろと議論をいたしておるところでございますが、先日もご報告いたしましたように、私どもの手元に入っておる資料等では、やはり東京等で起こりました裁判等の記録等では、何ら問題はないというような判例も出ております。私どもとしては、今、全国でかなりのこういう民営化というのは進んでおりますし、近郊の宗像あるいは北九州、そういったところでも進んでおるわけございまして、議員が言われますように、我々も仕様書等できちっと業者に守らせるということをお大原則にいたしまして、子どもの安心、安全を守りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（上村 武郎君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

私は、委託することによって安心、安全を損なわれるというふうには思っておりません。いわゆる、これが偽装になるということで、やっぱり市が法律を犯すようなことがあっちゃいかんよということ言ってるわけ。だから、その辺を十分やっぱり今後検討していく必要があるんじゃないかと。やっぱり、そういうことが、働く側から、また市民の側から指摘を受けて、そういう騒動にならないようにするためにも、そういう方向性、きちっと示していかないと。やっぱりね、何のかんの言っても、ここの業者の独立性が侵されないということは、まずあり得ないわけだから、その点はしっかり見て、後、検討を十分してほしいというふうに思います。

以上で終わります。

○副議長（上村 武郎君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

.....

午前11時59分再開

○副議長（上村 武郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2. 第1号議案

日程第3. 第2号議案

日程第4. 第3号議案

日程第5. 第4号議案

日程第6. 第5号議案

日程第7. 第6号議案

日程第8. 第7号議案

○副議長（上村 武郎君）

これより、日程第2、第1号議案から日程第8、第7号議案までの平成20年度各会計補正予算7件を一括議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（上村 武郎君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算7件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第9. 第8号議案

日程第10. 第9号議案

○副議長（上村 武郎君）

次に、日程第9、第8号議案及び日程第10、第9号議案の条例改正2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（上村 武郎君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております条例改正2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(上村 武郎君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(上村 武郎君)

討論なしと認めます。

これより条例改正2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第8号議案中間市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、起立により採決します。本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○副議長(上村 武郎君)

全員起立であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案中間市特別職職員の給与等に関する条例及び中間市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(上村 武郎君)

ご異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第13号議案

日程第12. 第14号議案

○副議長(上村 武郎君)

次に、日程第11、第13号議案及び日程第12、第14号議案の組合規約変更等2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(上村 武郎君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております組合規約変更等2件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（上村 武郎君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。佐々木晴一君。

○議員（2番 佐々木晴一君）

第14号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について、反対討論をさせていただきます。

昨日の一般質問でも言わせていただきましたけれども、そもそも、この福岡県市町村職員退職手当組合に入るようになったいきさつは、平成18年の3月16日のその議会におきまして、松下市長がこの退職手当組合に入ることにより一般会計ベースで最大2億5,000万円程度の財政効果が見込まれますということの提案理由でありました。この退職手当組合に入ることにより、7億3,920万円の行革効果、財政効果があるといううたい文句に信じまして、私も賛成し、ほかの議員も賛成し、全会一致で賛成したわけですが、しかし、昨日も明らかになりましたように、財政効果があると言いながら、松下市長の退職金が前大島市長の退職金の1,200万円から600万円増額され1,811万円になる、これは聞いておりません。このような大事なこと、松下市長は、その当時、上程したその当時、知っていたという昨日の答弁でありました。知っていたならば、当然そのような大事、重要な判断材料は言うべきでありました。にもかかわらず、言わずにその場を採決に持ち込んだわけであります。そもそも、判断、そこにおいて判断材料を与えなかった、この入ること自体が問題であったと思います。

この、福岡県市町村職員退職手当組合に入って、何が得したかといったら、一般職員の人たちはほとんど退職金が、入ろうが入るまいが変わらなかったんです。上がったのは、松下市長だけです。それにもかかわらず、ここには負担の平準化ということを訴えておられると思います。松下市長の600万円の退職金の増額のために、後代の市民にその負担を強いるというのでしょうか。この中間市の資料にもありますように、あと15年後、あと15年後先には中間市の人口も今4万6,000人が、3万8,000人までなるという、この明確な数字が出されております。そして、高齢化率も15年も先には、35%を超えるということが出ております。そういう、この厳しいこの街づくり、そういう後代にそういう負担を強いるというのでしょうか。そして、その時代になったら、当然地方交付税の減額も、これは、これは予想されていきます。松下市長は、この就任されてから、この中間市行財政集中改革プランを改定版を出され、19年4月に出され、そのスローガンの中に「行政管理型から行政経営型へ」ということで訴えております。行政経営というのは、民間企業であれば、赤字が出たら、負債が出たらその場で解決する。ですからこそ、今、不景気の中において、リストラの嵐が起きているわけでしょう。これが民間の思想なんです。民間の発想は、後代に負担を残すという発想はないんです。今、この、財政的に大変だったら、今まかなわなきゃいけない、今市長がこういうこの退職金を増額

し、一般職員の人たちが（発言する声あり）満額退職金をもらう、これはもう。

○副議長（上村 武郎君）

あの、佐々木議員。

○議員（2番 佐々木晴一君）

ですから、早急に私は、この福岡県市町村職員退職手当組合からの脱会を要求し（発言する声あり）この14号議案には反対いたします。以上です。（発言する声あり）

○副議長（上村 武郎君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（上村 武郎君）

これにて討論を終結いたします。

これより組合規約変更等2件を順次採決します。

議題のうち、まず第13号議案福岡県自治振興組合の共同処理する事務の変更及び福岡県自治振興組合規約の変更についてを、起立により採決いたします。本案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○副議長（上村 武郎君）

起立多数であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを、起立により採決します。本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○副議長（上村 武郎君）

起立多数であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 第10号議案

日程第14. 第11号議案

日程第15. 第12号議案

○副議長（上村 武郎君）

次に、日程第13、第10号議案から日程第15、第12号議案までの条例改正3件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（上村 武郎君）

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております条例改正3件は、会議規則第

37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第16. 第15号議案

日程第17. 第16号議案

日程第18. 第17号議案

日程第19. 第18号議案

○副議長（上村 武郎君）

次に、日程第16、第15号議案から日程第19、第18号議案までの条例4件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

第18号議案について質問いたします。この条例の第一の目的は、介護従事者の改善を目的としております。私も改善はぜひ行わなければならないと思いますが、この条例施行後に改善が本当に行われたのか、給与が本当にアップしたのかということ、追跡調査する必要があると思います。その追跡調査の方法を考えられていますか、お尋ねいたします。

○副議長（上村 武郎君）

山本介護保険課長。

○介護保険課長（山本 信弘君）

お答えします。

厚生労働省の通知、まあ資料等見ますと、今年の7月か8月ごろに介護報酬を適正に、介護福祉士から看護師らに、ほんとに報酬がいつてるのかどうか、全国の約8,000事業所を対象に調査すると、そして、給与額を調べたり、各事業所の経営状況も調べて、報酬が適切に人件費に回されているかどうか調査するというところでございます。市としては、調査に入る予定はございません。

○副議長（上村 武郎君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

市としては、調査に入る予定があるということですね。（発言する声あり）ん、ありません。（笑声）

○副議長（上村 武郎君）

植本種實君。

○議員（4番 植本 種實君）

まあ、質疑ですから、ありませんということですね。はい、わかりました。（発言する声あり）

○副議長（上村 武郎君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(上村 武郎君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例4件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第20. 第19号議案

○副議長(上村 武郎君)

次に、日程第20、第19号議案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(上村 武郎君)

質疑なしと認めます。ただいま議題となっております第19号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の市民文教委員会に付託します。

日程第21. 会議録署名議員の指名

○副議長(上村 武郎君)

これより日程第21、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において宮下寛君及び山本慎悟君を指名いたします。

○副議長(上村 武郎君)

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後0時11分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

副議長 上村武郎

議員 宮下寛

議員 山本慎悟